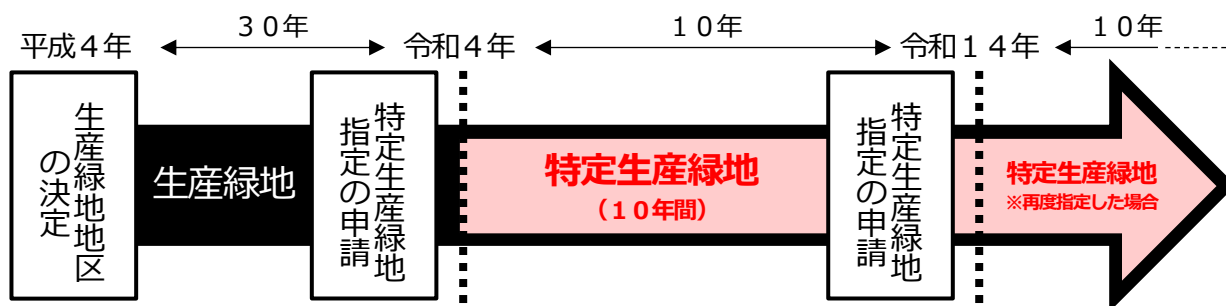


『平成4年11月24日』に都市計画決定された生産緑地の所有者の皆様へ

特定生産緑地 への指定をご検討ください

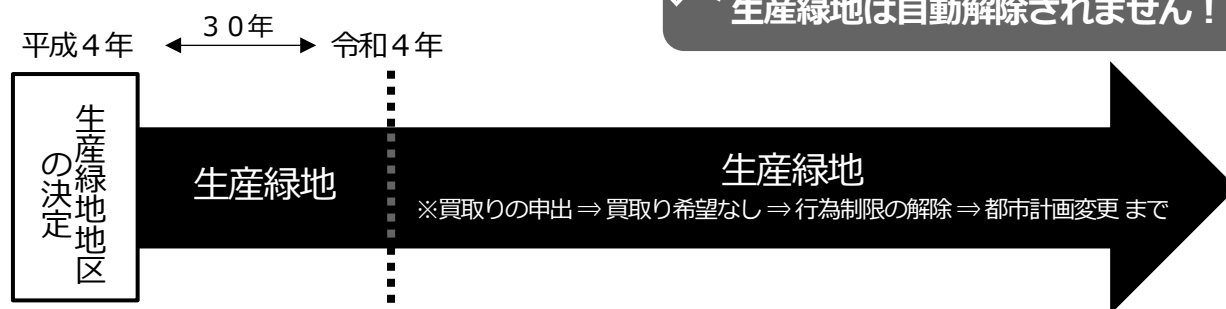
都市計画決定から30年経過を迎える生産緑地について、皆様には、**特定生産緑地に「指定する」「指定しない」**のどちらかを選んでいただき、指定を希望される場合は柏市に申請していただく必要があります。なお、申請の方法・スケジュールについては令和2年4月以後にお知らせします。

■ 特定生産緑地に指定する場合



- ・引き続き農地等として管理する義務が生じます。
- ・固定資産税・都市計画税は、農地課税が継続されます。
- ・相続税は、次の相続にも納税猶予が適用されます。
- ・農業等の主たる従事者の故障・死亡以外の理由による生産緑地の買取りの申出ができません。

■ 特定生産緑地に指定しない場合



- ・生産緑地として継続し、引き続き農地等として管理する義務が生じます。
- ・固定資産税・都市計画税は、宅地並み課税となります。
- ・相続税は、次の相続から納税猶予が適用されません。（現在受けているものは継続）
- ・令和4年11月24日以後はいつでも生産緑地の買取りの申出ができます。ただし、相続税の納税猶予を受けている場合は猶予が打ち切れ、相続税の支払い義務が生じます。

《特定生産緑地に関する個別相談》

個別相談を受け付けています。電話にて日時を調整のうえ、下記にお越しください。

【個別相談受付先】 柏市 都市部 都市計画課

〒277-8505 柏市柏255-1 (柏市役所分庁舎2)

電話 04-7167-1144 (直通)